

第 18 回残留性有機汚染物質検討委員会 (POPRC) における 決定事項について



残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約 (POPs 条約) の規制対象物質について検討を行う「残留性有機汚染物質検討委員会」(POPRC) の第 18 回会合が 2022 年 9 月 26 日～30 日に開催されました。

決定された内容は、以下の通りです。

(1) 条約対象物質への追加

- ①デクロランプラス
- ②UV-328

いずれも、自動車、建設機械等の修理用部品等のための使用を適用除外とし、廃絶対象物質 (附属書 A) への追加を締約国会議 (COP) に勧告する。

(2) 条約対象物質としての検討

- ①中鎖塩素化パラフィン (炭素数 14～17 で塩素含有量が 45 重量%以上のもの)
- ②長鎖ペルフルオロカルボン酸 (PFCA) (炭素数 9～21) とその塩及び関連物質
- ③クロルピリホス

①と②については、次回会合 (POPRC19) においてリスク管理に関する評価を検討する段階に進め、③については、更なる情報収集を行い、次回会合にて議論を継続する。

次回会合は 2023 年 10 月に開催予定です。また、第 11 回締約国会議 (COP11) は 2023 年 5 月に開催予定です。

当社では、有機フッ素化合物の分析に対応しております。お気軽にお問合せ下さい。

資料 [2022 年 10 月 7 日付 環境省報道発表資料](#)

有機分析箇所 金井佑生